

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

一括請求の場合

【新卒採用時】

早期退職の場合

返金なし

【中途採用時】

入社日より1ヶ月未満の退職

紹介手数料の90%

入社1ヶ月以降2ヶ月未満の退職

紹介手数料の50%

入社2ヶ月以降3ヶ月未満の退職

紹介手数料の20%

入社3ヶ月以降の退職

返金なし

※但し、非常勤雇用で採用した場合はこの返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

分割請求の場合

請求（回 / 月） ご請求金額

【新卒採用時】

早期退職の場合

返金なし

【中途採用時】

1 回目ご請求分

請求金額の 3 分の 1

2 回目ご請求分

請求金額の 3 分の 1

3 回目ご請求分

請求金額の 3 分の 1

※上記請求月に退職した場合、次月以降の請求はありません。

※退職日は最終勤務日とし、最終勤務日が属する月までを請求致します。

※但し、非常勤雇用で採用した場合はこの返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

次に記載する事由により採用決定者が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせて頂いております。

(1) 待遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なる場合。

(2) ハラスメント等による場合。

(3) 採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合。

(4) 人材紹介をご利用頂いた企業様の一方的な都合と判断した場合